⑽　本工事は、競争参加者の資料作成及び発注者の技術審査に係る事務負担軽減を図るため、一次審査で提出する書類を申請書及び１枚の簡易技術資料のみとし、一次選抜者に対してのみ、簡易技術資料の根拠となる詳細技術資料の提出を求める、簡易確認型による試行の対象工事である。

⑾　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑿　本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

⒀　本工事は、別表１に示す試行等の対象工事である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事の令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和７・８年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成23年度以降に、元請けとして、以下に示す同種工事の要件を満たす鋼橋を架設（製作）した工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

同種工事：下記の㋐から㋒の要件をすべて満たす鋼橋の製作及び架設の施工実績を有すること。ただし、㋐から㋒は同一工事（同一橋梁）であること。

㋐　道路橋（Ｂ活荷重）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く）の工事。

㋑　橋梁形式が下記１）から３）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。

１）桁形式

	適否		適否
単純桁	△	連続桁	○

注）△：鋼床版単純桁橋のみ認めるものとする

２）断面形式

	適否		適否
鈑桁	×	箱桁	○
鈑桁（鋼床版）	○	箱桁（鋼床版）	○

３）構造形式

	適否		適否
桁橋	○	ラーメン橋	○

㋒　最大支間長が50m以上であること。

同種工事の要件を満たす場合、「同種性が認められる工事」と評価する。更に、企業の同種性が認められる工事の施工実績において、以下の条件のいずれかを同一工事（同一橋梁）で満たす工事を「やや同種性が高い工事」とし、全てを同一工事（同一橋梁）で満たす工事を「より同種性が高い工事」とし、高く評価する。

・最大支間長が71.3m以上の施工実績を有すること。
・供用中の国道規制を伴う工事の施工実績を有すること。

経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のうち１社が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。

⑸　提出された技術提案の提案内容が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、入札説明書に示す資格を有する者であること。

②　平成23年度以降に、元請けとして、同一の者が以下に示す工事の鋼橋を架設した経験を有する者であること（ただし、配置する技術者が平成23年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

同種工事：下記の㋓から㋔の要件をすべて満たす鋼橋の架設の施工実績を有すること。ただし、㋓から㋔は同一工事（同一橋梁）であること。

㋓　道路橋（Ｂ活荷重）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く）の工事。

㋔　橋梁形式が下記１）から３）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。

１）桁形式

	適否		適否
単純桁	△	連続桁	○

注）△：鋼床版単純桁橋のみ認めるものとする

２）断面形式

	適否		適否
鈑桁	×	箱桁	○
鈑桁（鋼床版）	○	箱桁（鋼床版）	○

３）構造形式

	適否		適否
桁橋	○	ラーメン橋	○

同種工事の要件を満たす場合、「同種性が認められる工事」と評価する。更に、技術者の同種性が認められる工事の施工実績において、以下の条件のいずれかを同一工事（同一橋梁）で満たす工事を「やや同種性が高い工事」とし、全てを同一工事（同一橋梁）で満たす工事を「より同種性が高い工事」とし、高く評価する。

・最大支間長が71.3m以上の施工実績を有すること。
・供用中の国道規制を伴う工事の施工実績を有すること。

経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のいずれかの配置予定技術者が、全ての要件を満たす工事経験を有する者であること。

当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　申請書及び簡易技術資料（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　提出された申請書により、以下１）に示す一次審査を実施し、一次選抜者以外の競争参加者による入札を無効とする。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中部地方整備局入札契約手続運営委員会における審査の結果、上記２⑷の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、一次選抜者に追加する。